

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 271 件、契約金額は 102.1 億円である。また、競争性のある契約は 138 件(50.9%)、25.5 億円(25.0%)、競争性のない契約は 133 件(49.1%)、76.6 億円(75.0%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに増加となっている(件数は 0.7%の増、金額は 15.3%の増)が、主に設備改修工事等案件の異同によるものである。

表 1 平成 26 年度の振興会の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(48.4%) 138	(32.8%) 32.8	(45.4%) 123	(24.0%) 24.6	(△10.8%) △15	(△25.0%) △8.2
企画競争・公募	(5.3%) 15	(0.8%) 0.8	(5.5%) 15	(0.9%) 1.0	(0%) 0	(25.0%) 0.2
競争性のある契約(小計)	(53.7%) 153	(33.6%) 33.6	(50.9%) 138	(25.0%) 25.5	(△9.8%) △15	(△24.1%) △8.1
競争性のない随意契約	(46.3%) 132	(66.4%) 66.4	(49.1%) 133	(75.0%) 76.6	(0.7%) 1	(15.3%) 10.2
合計	(100%) 285	(100%) 99.9	(100%) 271	(100%) 102.1	(△4.9%) △14	(2.2%) 2.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 振興会における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 49 件(35.5%)、契約金額は 10.8 億円(42.3%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに減少となっている(件数は 22.2%の減、金額は 53.2%の減)が、主に仕様内容、入札参加要件、公告期間の見直し等の改善取組により、複数者応札に移行したことによるものである。

表2 平成26年度の振興会の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	90(58.8%)	89(64.5%)	△1(△1.1%)
	金額	10.5(31.3%)	14.7(57.7%)	4.2(40.0%)
1者以下	件数	63(41.2%)	49(35.5%)	△14(△22.2%)
	金額	23.1(68.7%)	10.8(42.3%)	△12.3(△53.2%)
合計	件数	153(100%)	138(100%)	△15(△9.8%)
	金額	33.6(100%)	25.5(100%)	△8.1(△24.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性、透明性の確保及び一者応札の改善について、それぞれの状況に即した調達合理化に努めることとする。

(1) 競争性、透明性の確保

契約監視委員会及び調達等合理化検討会による点検を受け、より競争性、透明性のある調達手続の実施を実現する。

(2) 一者応札の改善

前年度調達において一者応札となった案件について、仕様書の見直し、業務等準備期間の十分な確保、公告期間の見直し、調達周知方法の改善、競争参加を見送った業者等からの聞取りなどを積極的に実施し、一者応札の改善に努めることとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に調達等合理化検討会随意契約検証チームに報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急性が認められる場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

振興会では、これまで調達に関する手続マニュアルを作成し、役職員用ホームページに掲載することによる周知を図っている。また、調達手続きを含む経理関係業務説明会を定期的開催し、適正な調達手続きの周知、理解を徹底し、不祥事発生の未然防止に努めている。それぞれについて、現状との齟齬がないか等内容の見直しを行う。

検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、遺漏なきを期す。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を設置するものとする。

総括責任者 総務企画部担当理事

副総括責任者 総務企画部長

総務企画部経理担当副部長

メンバー 総務課長、契約課長、その他副総括責任者が指名する職員

※検討会には随意契約検証チームを置くものとし、上記のうちメンバーにより構成する。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

平成 28 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 振興会における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 268 件、契約金額は 98.7 億円である。また、競争性のある契約は 139 件(51.9%)、27.3 億円(27.7%)、競争性のない契約は 129 件(48.1%)、71.4 億円(72.3%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに減少となっている(件数は 3.0%の減、金額は 6.8%の減)が、主に前年度に比べて改修工事等の件数が少なかったことが減少の要因となっている。

表 1 平成 27 年度の振興会の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(45.4%) 123	(24.0%) 24.6	(44.4%) 119	(26.7%) 26.4	(△3.3%) △4	(7.4%) 1.8
企画競争・ 公募	(5.5%) 15	(0.9%) 1.0	(7.5%) 20	(1.0%) 0.9	(33.3%) 5	(△1.3%) 0.0
競争性のある 契約(小計)	(50.9%) 138	(25.0%) 25.5	(51.9%) 139	(27.7%) 27.3	(0.7%) 1	(7.0%) 1.8
競争性のない 随意契約	(49.1%) 133	(75.0%) 76.6	(48.1%) 129	(72.3%) 71.4	(△3.0%) △4	(△6.8%) △5.2
合計	(100%) 271	(100%) 102.1	(100%) 268	(100%) 98.7	(△1.1%) △3	(△3.4%) △3.4

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

- (2) 振興会における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 30 件(21.6%)、契約金額は 8.6 億円(31.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに減少となっている(件数は 38.8%の減、金額は 20.5%の減)が、主に仕様書の見直し、入札参加資格の緩和、公告期間の拡大等調達方法の改善に取り組んだことによるものである。

表 2 平成 27 年度の振興会の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	89(64.5%)	109(78.4%)	20(22.5%)
	金額	14.7(57.7%)	18.7(68.6%)	4.0(27.2%)
1 者以下	件数	49(35.5%)	30(21.6%)	△19(△38.8%)
	金額	10.8(42.3%)	8.6(31.4%)	△2.2(△20.5%)
合計	件数	138(100%)	139(100%)	1(0.7%)
	金額	25.5(100%)	27.3(100%)	1.8(7.0%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう経理担当副部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された新たな体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞き取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

【調達内容の見直しの実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、経理担当副部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、行うこととする。ただし、緊急性が認められる場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの見直しを行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織的に共有することによって、職員の意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、総務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、経理担当副部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

平成 29 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 401 件、契約金額は 118.7 億円である。また、競争性のある契約は 207 件(51.6%)、36.9 億円(31.1%)、競争性のない契約は 194 件(48.4%)、81.8 億円(68.9%)となっている。

前年度と比較して、競争性のある契約と競争性のない契約が件数・金額ともに増加しているが、設備改修工事等案件の異同によること、平成 29 年度契約を平成 28 年度中に締結したことなどが増加の要因となっている。

表 1 平成 28 年度の振興会の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(44.4%) 119	(26.7%) 26.4	(43.6%) 175	(28.3%) 33.6	(47.1%) 56	(27.4%) 7.2
企画競争・公募	(7.5%) 20	(1.0%) 0.9	(8.0%) 32	(2.8%) 3.3	(60.0%) 12	(251.0%) 2.4
競争性のある契約(小計)	(51.9%) 139	(27.7%) 27.3	(51.6%) 207	(31.1%) 36.9	(48.9%) 68	(35.1%) 9.6
競争性のない随意契約	(48.1%) 129	(72.3%) 71.4	(48.4%) 194	(68.9%) 81.8	(50.4%) 65	(14.7%) 10.4
合計	(100%) 268	(100%) 98.7	(100%) 401	(100%) 118.7	(49.6%) 133	(20.3%) 20.1

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(2) 振興会における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 46 件(22.2%)、契約金額は 11.3 億円(30.6%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに増加している(件数は 53.3%の増、金額は 31.9%の増)が、これは平成 28 年度契約全体の件数・金額が増加していることによるものである。

表2 平成28年度の振興会の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成27年度	平成28年度	比較増△減
2者以上	件数	109(78.4%)	161(77.8%)	52(47.7%)
	金額	18.7(68.4%)	25.6(69.4%)	6.9(36.6%)
1者以下	件数	30(21.6%)	46(22.2%)	16(53.3%)
	金額	8.6(31.4%)	11.3(30.6%)	2.7(31.9%)
合計	件数	139(100%)	207(100%)	68(48.9%)
	金額	27.3(100%)	36.9(100%)	9.6(35.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう経理担当副部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された新たな体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞き取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

【調達内容の見直しの実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、経理担当副部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、行うこととする。ただし、緊急性が認められる場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの見直しを行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織的に共有することによって、職員の意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、総務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、経理担当副部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

平成 30 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 振興会における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 305 件、契約金額は 138.6 億円である。また、競争性のある契約は 131 件(43.0%)、16.7 億円(12.0%)、競争性のない契約は 174 件(57.0%)、121.9 億円(88.0%)となっている。

表 1 平成 29 年度の振興会の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(43.6%) 175	(28.3%) 33.6	(36.7%) 112	(10.6%) 14.7	(△36.0%) △63	(△56.1%) △18.8
企画競争・公募	(8.0%) 32	(2.8%) 3.3	(6.2%) 19	(1.4%) 1.9	(△40.6%) △13	(△41.4%) △1.4
競争性のある契約(小計)	(51.6%) 207	(31.1%) 36.9	(43.0%) 131	(12.0%) 16.7	(△36.7%) △76	(△54.8%) △20.2
競争性のない随意契約	(48.4%) 194	(68.9%) 81.8	(57.0%) 174	(88.0%) 121.9	(△10.3%) △20	(48.9%) 40.0
合計	(100%) 401	(100%) 118.7	(100%) 305	(100%) 138.6	(△23.9%) △96	(16.7%) 19.8

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

- (2) 振興会における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 30 件(22.9%)、契約金額は 4.8 億円(28.6%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに減少している(件数は 34.8%の減、金額は 57.7%の減)が、これは平成 29 年度契約全体の件数・金額が減少していることによるものである。

表2 平成29年度の振興会の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成28年度	平成29年度	比較増△減
2者以上	件数	161(77.8%)	101(77.1%)	△60(△37.3%)
	金額	25.6(69.4%)	11.9(71.4%)	△13.7(△53.5%)
1者以下	件数	46(22.2%)	30(22.9%)	△16(△34.8%)
	金額	11.3(30.6%)	4.8(28.6%)	△6.5(△57.7%)
合計	件数	207(100%)	131(100%)	△76(△36.7%)
	金額	36.9(100%)	16.7(100%)	△20.2(△54.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう経理担当副部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞き取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、経理担当副部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織的に共有することによって、職員の意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、総務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、経理担当副部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

令和元年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 振興会における平成 30 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 302 件、契約金額は 146.8 億円である。また、競争性のある契約は 125 件(41.4%)、34.8 億円(23.7%)、競争性のない契約は 177 件(58.6%)、112.0 億円(76.3%)となっている。

表 1 平成 30 年度の振興会の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(36.7%) 112	(10.6%) 14.7	(31.1%) 94	(22.7%) 33.3	(△16.1%) △18	(126.5%) 18.6
企画競争・公募	(6.2%) 19	(1.4%) 1.9	(10.3%) 31	(1.0%) 1.5	(63.2%) 12	(△21.1%) △0.4
競争性のある契約(小計)	(43.0%) 131	(12.0%) 16.7	(41.4%) 125	(23.7%) 34.8	(△4.6%) △6	(108.4%) 18.1
競争性のない随意契約	(57.0%) 174	(88.0%) 121.9	(58.6%) 177	(76.3%) 112.0	(1.7%) 3	(△8.1%) △9.9
合計	(100%) 305	(100%) 138.6	(100%) 302	(100%) 146.8	(1.0%) △3	(5.9%) 8.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

- (2) 振興会における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 36 件(28.8%)、契約金額は 21.4 億円(61.5%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに増加している(件数は 20.0%の増、金額は 345.8%の増)が、これは一契約当たりの金額が大きい複数年契約の業務の調達において、一者応札が増加したためである。

表2 平成30年度の振興会の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	101(77.1%)	89(71.2%)	△12(△11.9%)
	金額	11.9(71.4%)	13.4(38.5%)	1.5(12.6%)
1者以下	件数	30(22.9%)	36(28.8%)	6(20.0%)
	金額	4.8(28.6%)	21.4(61.5%)	16.6(345.8%)
合計	件数	131(100%)	125(100%)	△6(△4.6%)
	金額	16.7(100%)	34.8(100%)	18.1(108.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないように留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう経理担当副部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞き取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、経理担当副部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織的に共有することによって、職員の意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、総務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、経理担当副部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

令和2年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は372件、契約金額は148.2億円である。このうち、競争性のある契約は117件(31.4%)、27.7億円(18.7%)、競争性のない契約は255件(68.6%)、120.5億円(81.3%)となっている。

平成30年度と比較して、競争入札等の契約の金額が大きく減少している要因は、平成30年度に調達を行った複数年契約が、令和元年度には調達がなかったことによるものである。

また、企画競争・公募の契約の割合が金額で大きく増加している要因は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、日本の文化芸術の魅力を国内外に発信する「日本博」の主催・共催型プロジェクトに採択された振興会の事業及び「日本博」の基幹的役割を担う事務局として行う業務において、必要かつ不可欠な調達を行ったことによるものである。

競争性のない随意契約についても、件数が大きく増加している要因としては、上記と同じ事情に起因しており、「日本博」の中核となる主催・共催型プロジェクトにおいて採択された団体等との契約及び日本博事務局として企画・実施する契約があったことによるものである。

表1 令和元年度の振興会の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(31.1%) 94	(22.7%) 33.3	(23.1%) 86	(9.9%) 14.6	(△8.5%) △8	(△56.2%) △18.7
企画競争・公募	(10.3%) 31	(1.0%) 1.5	(8.3%) 31	(8.8%) 13.1	(0.0%) 0	(773.3%) 11.6
競争性のある契約(小計)	(41.4%) 125	(23.7%) 34.8	(31.4%) 117	(18.7%) 27.7	(△6.4%) △8	(△20.4%) △7.1
競争性のない随意契約	(58.6%) 177	(76.3%) 112.0	(68.6%) 255	(81.3%) 120.5	(44.1%) 78	(7.6%) 8.5
合計	(100%) 302	(100%) 146.8	(100%) 372	(100%) 148.2	(22.8%) 70	(1.0%) 1.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

(2) 振興会における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 29 件(24.8%)、契約金額は 11.0 億円(39.7%)である。

平成 30 年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに減少している(件数は 19.4%の減、金額は 48.6%の減)が、これは令和元年度において「日本博」に関連した契約が増えているものの、平成 30 年度に調達を行った複数年契約が、令和元年度には調達がなかったことによるものである。

表 2 令和元年度の振興会の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 30 年度	令和元年度	比較増△減
2 者以上	件数	89(71.2%)	88(75.2%)	△1(△1.1%)
	金額	13.4(38.5%)	16.7(60.3%)	3.3(24.6%)
1 者以下	件数	36(28.8%)	29(24.8%)	△7(△19.4%)
	金額	21.4(61.5%)	11.0(39.7%)	△10.4(△48.6%)
合計	件数	125(100%)	117(100%)	△8(△6.4%)
	金額	34.8(100%)	27.7(100%)	△7.1(△20.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成 30 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

なお、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大が企業活動に対して広範に影響を与え、調達環境の変化の見通しが困難な状況であることを踏まえて、例年以上に余裕を持った調達手続きを行うよう努める。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするものうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう経理

担当副部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

なお、複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因分析と改善策の検証を踏まえ、随意契約や随意契約事前確認公募などの対応策について検討する。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、経理担当副部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織的に共有することによって、職員の意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策

定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、総務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、経理担当副部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

令和3年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は345件、契約金額は163.7億円である。このうち、競争性のある契約は102件(29.6%)、25.4億円(15.5%)、競争性のない契約は243件(70.4%)、138.3億円(84.5%)となっている。

令和元年度と比較して、競争入札等の契約の件数で減少し、金額が増加しているが、これは更新時期を迎えた案件を複数年契約により調達を行ったことが主な要因である。

また、企画競争・公募の契約については、件数、金額ともに減少しているが、これは令和元年度に日本博の本格始動に向けた日本博オープニングセレモニーの企画・実施に際して、複数の案件で企画競争により調達を行ったことが主な要因である。

競争性のない随意契約については、件数で減少し、金額では増加しているが、これは一件当たりの契約金額が高額なものが含まれていたことが主な要因である。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大により活動自粛を余儀なくされた文化芸術団体等に対し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援するための運営事務等の委託である。

表1 令和2年度の振興会の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(23.1%) 86	(9.9%) 14.6	(21.7%) 75	(11.7%) 19.2	(△12.8%) △11	(31.5%) 4.6
企画競争・公募	(8.3%) 31	(8.8%) 13.1	(7.8%) 27	(3.8%) 6.2	(△12.9%) △4	(△52.7%) △6.9
競争性のある契約(小計)	(31.4%) 117	(18.7%) 27.7	(29.6%) 102	(15.5%) 25.4	(△12.8%) △15	(△8.3%) △2.3
競争性のない随意契約	(68.6%) 255	(81.3%) 120.5	(70.4%) 243	(84.5%) 138.3	(△4.7%) △12	(14.8%) 17.8
合計	(100%) 372	(100%) 148.2	(100%) 345	(100%) 163.7	(△7.3%) △27	(10.5%) 15.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度比率である。

(2) 振興会における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約

件数は 28 件(27.5%)、契約金額は 9.3 億円(36.4%)である。

令和元年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに減少している(件数は 3.4%の減、金額は 15.5%の減)が、これは令和2年度において、令和元年度に調達を行った複数年契約が、令和2年度には調達がなかったことによるものである。

表 2 令和2年度の振興会の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2 者以上	件数	88(75.2%)	74(72.5%)	△14(△15.9%)
	金額	16.7(60.3%)	16.2(63.6%)	△0.5(3.0%)
1 者以下	件数	29(24.8%)	28(27.5%)	△1(△3.4%)
	金額	11.0(39.7%)	9.3(36.4%)	△1.7(△15.5%)
合 計	件数	117(100%)	102(100%)	△15(△12.8%)
	金額	27.7(100%)	25.5(100%)	△2.3(△8.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、令和 2 年度の対令和元年度比率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会の業務は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

なお、令和3年度に関しては、新型コロナウイルス感染症が前年度に引き続き企業活動に対して広範に影響を与え、調達環境の変化の見通しが困難な状況であることを踏まえて、不測の事態に備え、例年以上に余裕を持った調達手続きを行うよう努める。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう経理担当副部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

なお、複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因分析と改善策の検証を踏まえ、随意契約や随意契約事前確認公募などの対応策について検討する。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、経理担当副部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織内に共有することによって、職員の適切な契約に関する意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、総務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、経理担当副部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

令和4年6月30日

令和4年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は304件、契約金額は160.9億円である。このうち、競争性のある契約は112件(36.8%)、32.0億円(19.9%)、競争性のない契約は192件(63.2%)、128.9億円(80.1%)となっている。

令和2年度と比較して、競争入札等は契約の件数、金額ともに増加しているが、これは更新時期を迎えた案件を複数年契約により調達を行ったことが主な要因である。

また、企画競争・公募の契約については、件数に減少はみられるが、日本博デジタルコンテンツを発信するための契約や国立劇場の再整備に向けて技術的に支援するアドバイザー業務等の比較的金額の大きい契約があり、金額の増加要因となっている。

競争性のない随意契約については、日本博に係る契約の減少、新型コロナウイルス感染症の拡大等により影響を受けた文化芸術団体等に対する支援に係る契約の終了が影響し、件数、金額が減少した。

表1 令和3年度の振興会の調達全体像

(単位: 件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(21.7%) 75	(11.7%) 19.2	(28.3%) 86	(14.0%) 22.6	(14.7%) 11	(17.7%) 3.4
企画競争・公募	(7.8%) 27	(3.8%) 6.2	(8.6%) 26	(5.8%) 9.4	(△3.7%) △1	(51.6%) 3.2
競争性のある契約(小計)	(29.6%) 102	(15.5%) 25.4	(36.8%) 112	(19.9%) 32	(9.8%) 10	(26%) 6.6
競争性のない随意契約	(70.4%) 243	(84.5%) 138.3	(63.2%) 192	(80.1%) 128.9	(△21.0%) △51	(△6.8%) △9.4
合計	(100%) 345	(100%) 163.8	(100%) 304	(100%) 160.9	(△11.9%) △41	(△1.8%) △2.9

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) 振興会における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は31件(27.7%)、契約金額は23億円(71.9%)である。

令和2年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに増加している(件数は10.7%の増、金額は147.3%の増)が、主に、金額が比較的大きい情報システムに係る複数年契約を令和3年度に競争に付したところ、一者応札になったためである。

表2 令和3年度の振興会の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	74(72.5%)	81(72.3%)	7(9.5%)
	金額	16.2(63.6%)	9(28.1%)	△7.2(△44.4%)
1者以下	件数	28(27.5%)	31(27.7%)	3(10.7%)
	金額	9.3(36.4%)	23(71.9%)	13.7(147.3%)
合計	件数	102(100%)	112(100%)	10(9.8%)
	金額	25.4(100%)	32(100%)	6.6(26.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会の業務は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

なお、令和4年度に関しては、新型コロナウイルス感染症が依然として企業活動に対して広範に影響を与え、更に、電力需給が極めて厳しい状況であることや急激に円安が進んでいることを踏まえて、不測の事態に備え、例年以上に余裕を持った調達手続きを行うよう努める。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前

確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう財務企画部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

なお、複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因分析と改善策の検証を踏まえ、随意契約や随意契約事前確認公募などの対応策について検討する。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、財務企画部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織内に共有することによって、職員の適切な契約に関する意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する

評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、財務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、財務企画部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

令和5年6月21日

令和5年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における令和4年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は262件、契約金額は159.3億円である。このうち、競争性のある契約は95件(36.3%)、63.7億円(40.0%)、競争性のない契約は167件(63.7%)、95.6億円(60.0%)となっている。

令和3年度と比較して、競争入札等は契約の件数、金額ともに減少しているが、これは令和3年度に更新時期を迎えた案件の多くを、複数年契約により調達を行ったことが主な要因である。

また、企画競争・公募の契約については、件数に減少はみられるが、芸術団体の活動機会の確保及び芸術水準の維持を目的とする事業の契約等比較的金額の大きい契約があり、金額の増加要因となっている。

競争性のない随意契約については、日本博に係る契約の減少と、新型コロナウイルス感染症関連の前年度限りの助成業務が終了したことが影響し、件数、金額を押し下げたと考える。

表1 令和4年度の振興会の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(28.3%) 86	(14.0%) 22.6	(26.8%) 70	(9.6%) 15.3	(△18.6%) △16	(△32.3%) △7.3
企画競争・公募	(8.6%) 26	(5.8%) 9.4	(9.5%) 25	(30.4%) 48.4	(△3.8%) △1	(414.9%) 39
競争性のある契約(小計)	(36.8%) 112	(19.9%) 32	(36.3%) 95	(40.0%) 63.7	(△15.2%) △17	(99.1%) 31.7
競争性のない随意契約	(63.2%) 192	(80.1%) 128.9	(63.7%) 167	(60.0%) 95.6	(△13.0%) △25	(△25.8%) △33.3
合計	(100%) 304	(100%) 160.9	(100%) 262	(100%) 159.3	(△13.8%) △42	(△1.0%) △1.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(2) 振興会における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は32件(33.7%)、契約金額は55.2億円(86.7%)である。

令和3年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに増加している(件数は3.2%の増、金額は140.0%の増)が、主に、金額が比較的大きい芸術文化活動の支援に係る契約を令和4年度に企画競争で行ったところ、一者応札になったためである。

表2 令和4年度の振興会の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
2者以上	件数	81(72.3%)	63(66.3%)	△18(△22.2%)
	金額	9(28.1%)	8.5(13.3%)	△0.5(△5.6%)
1者以下	件数	31(27.7%)	32(33.7%)	1(3.2%)
	金額	23(71.9%)	55.2(86.7%)	32.2(140.0%)
合計	件数	112(100%)	95(100%)	△17(△15.2%)
	金額	32(100%)	63.7(100%)	31.7(99.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会の業務は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

なお、令和5年度に関しては、新型コロナウイルス感染症が依然として企業活動に対して影響を与え、エネルギー需給や社会情勢も不安定な状況であることを踏まえて、不測の事態に備え、例年以上に余裕を持った調達手続きを行うよう努める。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前

確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう財務企画部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

なお、複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因分析と改善策の検証を踏まえ、随意契約や随意契約事前確認公募などの対応策について検討する。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、財務企画部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織内に共有することによって、職員の適切な契約に関する意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する

評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、財務企画部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を置き、課題ごとに実施担当者を定め、進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを行い、調達の合理化に取り組む。また、財務企画部長及び契約担当部署は、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

令和6年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における令和5年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は282件、契約金額は142.8億円である。このうち、競争性のある契約は89件(31.6%)、56.4億円(39.5%)、競争性のない契約は193件(68.4%)、86.4億円(60.5%)となっている。

令和4年度と比較して、競争入札等は契約の件数、金額ともに減少しているが、これは令和4年度に更新時期を迎えた案件の多くを複数年契約により調達を行ったこと、令和6年度以降の案件については、従来複数年契約を行っていた案件についても、国立劇場再整備事業の状況を踏まえて単年契約に変更していることが主な要因である。

また、企画競争・公募の契約については、件数・金額ともに概ね前年並みであり、芸術団体の活動機会の確保及び芸術水準の維持を目的とする事業の契約等の比較的金額の大きい契約を、前年に引き続き実施していることが主な要因である。

競争性のない随意契約については、再整備事業の状況から、契約期間延長等の変更契約が発生したこと、代替劇場での公演実施に伴う調達の実施等により、件数が増加したものである。

表1 令和5年度の振興会の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(26.8%) 70	(9.6%) 15.3	(21.7%) 61	(6.4%) 9.2	(△12.9%) △9	(△39.9%) △6.1
企画競争・公募	(9.5%) 25	(30.4%) 48.4	(9.9%) 28	(33.1%) 47.2	(12.0%) 3	(2.5%) △1.2
競争性のある契約(小計)	(36.3%) 95	(40.0%) 63.7	(31.6%) 89	(39.5%) 56.4	(△6.3%) △6	(△11.5%) △7.3
競争性のない随意契約	(63.7%) 167	(60.0%) 95.6	(68.4%) 193	(60.5%) 86.4	(15.6%) 26	(△9.6%) △9.2
合計	(100%) 262	(100%) 159.3	(100%) 282	(100%) 142.8	(7.6%) 20	(△10.4%) △16.5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(2) 振興会における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は23件(25.8%)、契約金額は7.0億円(12.5%)である。

令和4年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに減少している(件数は28.1%の減、金額は87.3%の減)が、金額が比較的大きい契約について、令和4年度の企画競争では一者応札であったものが、令和5年度では複数者の応札を確保できたことが主な要因である。

表2 令和5年度の振興会の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	63(66.3%)	66(74.2%)	3(4.8%)
	金額	8.5(13.3%)	49.3(87.5%)	40.8(480.0%)
1者以下	件数	32(33.7%)	23(25.8%)	△9(△28.1%)
	金額	55.2(86.7%)	7.0(12.5%)	△48.2(△87.3%)
合計	件数	95(100%)	89(100%)	△6(△6.3%)
	金額	63.7(100%)	56.4(100%)	△7.3(11.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1.から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会の業務は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするものうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう財務企画部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

なお、複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因分析と改善策の検証を踏まえ、随意契約や随意契約事前確認公募などの対応策について検討する。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、財務企画部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織内に共有することによって、職員の適切な契約に関する意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、財務企画部長及び契約担当部署は目標達成に向けたフォローアップを行い、調達合理化に取り組む。また、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

令和7年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度独立行政法人日本芸術文化振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における令和6年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は306件、契約金額は236.4億円である。このうち、競争性のある契約は92件(30.1%)、68.4億円(28.9%)、競争性のない契約は214件(69.9%)、168.0億円(71.1%)となっている。

令和5年度と比較して、競争入札等は契約の件数、金額ともに増加しているが、これは令和6年度末までに契約期間が満了し更新時期を迎える複数年契約が多かったこと、従来複数年契約を行っていた案件についても、国立劇場再整備事業の状況を踏まえて単年契約に変更していることが主な要因である。

また、企画競争・公募の契約については、件数・金額ともに減少しているが、芸術団体の活動機会の確保及び芸術水準の維持を目的とする事業の契約の枠組み変更により、振興会が直接契約する事業が減少したこと、令和5年度に複数年契約により調達を行ったことが主な要因である。

競争性のない随意契約については、劇場運営の委託に関する比較的金額の大きな単年度契約の契約時期が年度初頭になったこと、事業の拡充により日本博2.0事業に関する契約が件数・金額ともに大きく増加したこと、代替劇場での公演実施に伴う調達の実施等により、件数・金額が増加したものである。

表1 令和6年度の振興会の調達全体像

(単位: 件、億円)

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(22.7%) 64	(6.9%) 9.9	(26.1%) 80	(9.5%) 22.5	(25.0%) 16	(128.8%) 12.7
企画競争・公募	(9.9%) 28	(33.1%) 47.2	(3.9%) 12	(19.4%) 45.9	(△57.1%) △16	(△2.8%) △1.3
競争性のある契約(小計)	(32.6%) 92	(40.0%) 57.1	(30.1%) 92	(28.9%) 68.4	(0%) 0	(19.9%) 11.4
競争性のない随意契約	(67.4%) 190	(60.0%) 85.7	(69.9%) 214	(71.1%) 168.0	(12.6%) 24	(95.9%) 82.2
合計	(100%) 282	(100%) 142.8	(100%) 306	(100%) 236.4	(8.5%) 24	(65.6%) 93.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

(2) 振興会における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は33件(35.9%)、契約金額は16.0億円(23.4%)である。

令和5年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数・金額ともに増加している(件数は26.9%の増、金額は106.9%の増)が、令和6年度末までに契約期間が満了し更新時期を迎える複数年契約で金額が比較的大きい契約について、一者応札となったものが複数生じたことが、一者応札・応募の件数・金額の増加の主な要因である。

表2 令和6年度の振興会の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	66(71.7%)	59(64.1%)	△7(△10.6%)
	金額	49.3(86.4%)	52.4(76.6%)	3.1(6.3%)
1者以下	件数	26(28.3%)	33(35.9%)	7(26.9%)
	金額	7.7(13.6%)	16.0(23.4%)	8.3(106.9%)
合計	件数	92(100%)	92(100%)	0(0%)
	金額	57.1(100%)	68.4(100%)	11.4(19.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。振興会の業務は、伝統芸能をはじめとする文化の振興等を目的としており、劇場の運営等を行う業務の特殊性から、契約の相手方が限られてしまう案件があり、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の比率が高い。一般競争入札等を原則としつつ業務の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うため、下記の分野について重点的に取り組むこととする。

(1) 適切な随意契約の締結

随意契約を締結した契約について、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し契約の適正性の検証を行う。また、競争性の確保が困難と想定され、相手方が限定される契約については、経済性を損なうことがないよう留意し、随意契約が真に適切であるか点検を行う。さらに、随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするものうち、公募により参加者の有無を確認する必要があるものについては、随意契約事前確認公募を行う。調達に当たっては、調達原課が適正な予定価格を作成できるよう財務企画部長及び契約担当部署による指導を徹底し、検収に際し調達原課以外の職員による立会いを行う等相互牽制が担保された体制で行う。

【契約監視委員会等適切な随意契約締結に係る取組状況】

(2) 一者応札・応募の改善

複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、参加要件等の調達内容の見直しや競争参加を見送った業者からの聞取り等を積極的に行うとともに、外部有識者で構成される契約監視委員会等を活用し事後検証を行う。また、入札参加の機会拡大を図るため、発注予定の事前公表を行う等、一層の調達情報の周知に努める。

なお、複数年度にわたり一者応札・応募となった契約について、数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因分析と改善策の検証を踏まえ、随意契約や随意契約事前確認公募などの対応策について検討する。

【調達内容の見直しの実施状況】

(3) 共同調達の実施

共同調達について、スケールメリット及び事務の省力化を勘案して実施するとともに、実施可能なものについての検討を進める。

【共同調達の実施状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約を締結することとなる案件については、財務部長及び契約担当部署が調達原課の報告に対し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、随意契約が真に適切であるかを検証し、調達を行うこととする。

【随意契約に係る検証の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する業務マニュアルの整備を引き続き行い、経理関係業務研修会等において周知、徹底を図る。また、調達における検収体制を強化し相互牽制の確保に努める。併せて、監事監査及び内部監査等における調達及び契約手続きに係る検証結果を組織内に共有することによって、職員の適切な契約に関する意識向上を図る。

【研修会等の内容及び状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に行い、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、財務部長及び契約担当部署は目標達成に向けたフォローアップを行い、調達合理化に取り組む。また、随意契約案件の点検等を行い、一層の調達の適正化に努める。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。